

利根川栗橋流域水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和 5年 3月 31日

規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し、利根川栗橋流域水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年水防組合条例第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報の保護及び開示請求等)

第2条 利根川栗橋流域水防事務組合が保有する個人情報の保護及び開示請求等については、久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜市規則第23号）に定める例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。